

新見市保育業務支援システム導入仕様書

1 業務名 新見市保育業務支援システム導入

2 概要

本市内の保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）に保育業務支援システム（以下、「システム」という。）を導入することにより、作業の効率化による保育教諭等の業務負担の軽減や、保護者等の利便性を向上することにより教育・保育の質の充実を図る。

3 本業務の内容

以下の内容によりシステム構築及び付帯作業を行う。

- (1) 保育教諭の業務を支援するシステムであり、以下の機能を有すること。
 - ① 保育に関する計画・記録に関する機能
 - ② 園児の登園及び降園の管理に関する機能
 - ③ 保護者との連絡に関する機能（緊急連絡等）
 - ④ 連絡帳に関する機能
 - ⑤ 献立作成に関する機能
 - ⑥ アレルギー情報に関する機能
 - ⑦ 栄養価に関する機能
- (2) 保護者等の利便性と操作性などを考慮したシステムであること。
- (3) 子育て支援制度の改正等に対応できるシステムであること。
- (4) 導入後5年間以上に渡り、安定した利用が可能であること。
- (5) 個人情報保護をはじめとするセキュリティ面にも十分配慮したシステムであること。

4 対象施設

システム導入の対象施設は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 新見保育所 | 新見市西方 417-3 |
| (2) 草間台保育所 | 新見市土橋 914-2 |
| (3) 新郷保育所 | 新見市神郷釜村 1184-1 |
| (4) 本郷保育所 | 新見市哲多町本郷 788-25 |
| (5) 新砥保育所 | 新見市哲多町蚊家 4296-1 |
| (6) 新見中央認定こども園 | 新見市新見 1874 |
| (7) 新見南認定こども園 | 新見市正田 27-5 |
| (8) 上市認定こども園 | 新見市上市 433 |
| (9) 熊谷認定こども園 | 新見市上熊谷 3761-2 |
| (10) 大佐認定こども園 | 新見市大佐小阪部 1509-1 |
| (11) 神代認定こども園 | 新見市神郷下神代 3952 |
| (12) 哲西認定こども園 | 新見市哲西町矢田 3604 |

※「新郷保育所」は「神代認定こども園の新郷保育所クラス」、「新砥保育所」は「本郷保育所の新砥保育所クラス」として運用可能であること。また、「本郷保育所」は令和5年3月末に閉園し、令和5年4月以降は「哲多認定こども園」に移行するため、名称変更等に対応可能であること。

5 業務の範囲

- (1) システム設定作業（基本設定及びデータ移行等システム稼働に必要な作業）
- (2) 発注者の指定するタブレット端末及びパソコンへのシステム設定（ネットワーク設定含む）
- (3) 各種操作マニュアルの提供
- (4) 各施設での操作研修会の実施
- (5) 運用及び保守の実施

6 責任範囲

本業務において、受託者が調達し構築した機器等の設置、各種設定作業及び動作確認が問題なく完了し、保育所等の運営に支障なく運用できること。

また、保育所等での作業時の安全を確保し事故防止対策を講じること。

7 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和5年3月31日までとする。なお、保育所等の開園時間中での作業を行う場合、作業範囲を一部制限する場合がある。

8 システム要件

- (1) クラウドサービスで提案すること。
- (2) システムデータはデータセンターで管理し、必要なセキュリティ対策を講じること。
- (3) 保護者等がインターネット回線によりシステムを利用可能であること。
- (4) システムで利用するネットワーク環境及び利用者端末は発注者が調達するが、発注者が調達する物品以外に必要な物品がある場合はその物品を提案し、システム導入費用に含めること。
- (5) システムはWebアプリケーションとして利用できること。
- (6) 以下の動作環境で正常に動作するシステムであること。
 - ① タブレット端末
iPad（第4世代以降）16GB
 - ② ノートパソコン
Windows10 Professional 250GB
- (7) 365日24時間サービスの提供が可能であること。（システムメンテナンス等を除く。）
- (8) 定期的にバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）が行われており、常に最新のシステムが利用できること。
- (9) サーバのストレージ容量などは10年間の利用に対応できるものとする。
- (10) 利用端末数や職員数が増加しても追加の費用が発生しないこと。
- (11) サーバのバックアップを1日1回以上行い、障害発生時は発注者の承認の後、速やかに復元を行うこと。

9 データ移行要件

(1) 本市が保有する園児、保護者及び職員情報等をシステムに一括取り込み可能な仕組みを提供すること。取り込みを想定している情報については、以下のとおりとする。

① 施設情報

園名、所在地

② 職員情報

氏名、氏名かな、役職

③ 園児情報

氏名、氏名かな、性別、生年月日、入園日、郵便番号、住所、電話番号、保護者氏名、保護者続柄、緊急連絡先、認定区分

※その他取り込むことが望ましい情報があれば提案すること。

(2) システムへのデータ取り込みは、Excel または CSV 形式のデータに対応すること。

(3) システム構築時は、発注者が提供するデータ (Excel または CSV 形式) を受注者がシステムに登録すること。

(4) 次のいずれかの方法でシステムに登録した全データを EXCEL、または CSV データ形式で出力可能であること。

① 職員がシステム上で出力可能であること。

② 本市が指定する時期にデータの提供が可能であること。データ提供に係る費用については契約金額内での対応とする。

10 操作研修

(1) システム導入時に、少なくともシステム利用者向け研修を各施設 1 回、システム管理者向け研修を 1 回実施すること。

(2) 研修はマニュアルでの説明だけでなく、システムを使用した研修を行うこと。

11 保守サポート要件

(1) システムのアクセスログを保存し、必要に応じて発注者に対してアクセスログの開示を行うこと。

(2) 職員向けのサポート窓口を設置すること。

(3) サポート窓口は 電話や電子メール等による問い合わせに対応可能であること。

(4) サポート窓口の対応は土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く、午前 9 時から午後 5 時までは必ず対応すること。なお、緊急を要する場合の対応については、本市と協議の上、対応すること。

(5) 障害対応窓口を設置すること。速やかに原因調査を行い、発生箇所 (ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等) の切り分けを実施し、関係者に報告を行うこと。また、復旧に必要な情報の採取、不具合調査、データ復旧等を行うこと。

(6) システムの保守は別途費用 (出張等) を要求することなく実施すること。ただし、発注者より追加で料金が発生する追加機能の導入を求められた場合にはこの限りではない。

(7) 他の団体で不具合が発生した場合や不調が予見される事象を確認した場合は、発注者と協議した上で、別途費用を要求することなく速やかに保守を実施すること。

- (8) 利用端末のOSやブラウザ等のバージョンアップに随時対応し、システムが利用可能な状態を維持すること。
- (9) 保育関連の制度改正にあわせて、最新制度に対応したシステムへバージョンアップを行うこと。
なお、このバージョンアップに係る費用は本契約に含むものとする。
- (10) その他保守サポートについて、追加費用を必要とせず提供できる機能等があれば提案すること。

12 仕様変更

本仕様書に変更の必要が生じた場合には、受注者はその影響範囲等を提示し、発注者と協議のうえ、対応方針を決定すること。また、契約締結後、新たな事項が発生した場合、見積金額の範囲内で誠意を持って対応すること。

13 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項であっても業務に必要な事項は業務に含むものであり、業務内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し定める。また、本仕様書は、主要事項を記述したものであり、明記されていない事項についても、本業務の目的を達成するために当然備える事項については、完備していること。
- (2) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等について、他者への情報漏えい等がないよう、必要な措置を講ずること。
- (3) 受託者は、本市が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者へ提供しないこと。
- (4) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずること。
- (5) 受託者は、本市の情報セキュリティポリシーを遵守すること。
- (6) 契約履行期間の満了または解除等により本業務が終了となる場合は、受注者は発注者の指示のもと、本業務終了日までに発注者が継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じ、他者のシステムに移行する作業の支援を行うこと。

業務引継ぎに伴いデータ移行等が発生する場合は、構築・運用を行っている全ての業務システムについて、移行のために必要となるデータを汎用的なデータ形式(CSV等)に加工し提供すること。

また、データレイアウト等の資料を提供し、発注者に対して誠意を持って協力すること。なお、上記の作業については、追加の費用が発生することなく対応すること(あらかじめ見積りに含めること)。

- (7) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者の双方で協議して定めるものとする。